

三田市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>第3条～第103条 省略 (携帯品)</p> <p>第104条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、傘、録音機等に類するものを着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>第105条～第123条 省略</p>	<p>第1条 省略 (欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故その他の事由により、欠席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>第3条～第103条 省略 (携帯品)</p> <p>第104条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、傘、録音機等に類するものを着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p><u>(情報通信端末機器の使用)</u></p> <p><u>第104条の2 議員は、情報通信端末機器(議会が指定するタブレット型端末に限る。次項において同じ。)を会議において使用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p> <p>第105条～第123条 省略</p>
以下省略	以下省略